

県内事業者におけるCO₂排出量見える化促進に向けた連携協定募集要項

1 趣旨

神奈川県（以下「県」という。）は、県内で事業活動を営む者（以下「県内事業者」という。）の脱炭素化の取組を後押ししており、その一環として、県内事業者のCO₂排出量の見える化等を促進している。

一方、脱炭素社会の実現に向けては、「オールジャパン、オール神奈川」で取り組む必要があり、より多くの県内事業者におけるCO₂排出量の見える化等を促進し、事業活動の脱炭素化につなげていくためには、「CO₂排出量管理システム」※を提供する者と連携して取り組むことが有効と考えられる。

そこで、県は、CO₂排出量の見える化を通じた県内事業者における脱炭素化の促進に向けて、県と連携して取り組むことを希望する者（以下「連携希望者」という。）を募集することとし、本要項においてその要件等を定める。

※ CO₂排出量管理システム

事業者の電力使用量等の活動量を入力・データ連携することで、CO₂その他の温室効果ガス排出量の算定・可視化・削減管理をするクラウドサービス等をいう。

2 連携方法

県と連携希望者は、県内事業者におけるCO₂排出量の見える化の促進に向けた連携協定を個別に締結した上で、当該協定に係る取組を相互に連携して進める。

3 連携協定の内容

連携協定の内容は、次のとおりとする。

なお、協定の有効期間は、協定締結日から令和10年3月31日（金）までとする。また、当該協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、県又は協定締結者のいずれもが書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

(1) 県内事業者へのCO₂排出量管理システムの導入促進に関すること

県内事業者に対して、県と連携してCO₂排出量管理システムの周知活動を行うほか、県内事業者向けセミナー等においてCO₂排出量管理システムを導入した県内事業者の事例紹介等を行うことで、CO₂排出量の見える化を促進する。

(2) CO₂排出量管理システムを通じて収集した県内事業者の温室効果ガス排出量等の情報の活用に関すること

CO₂排出量管理システムを利用する県内事業者の数やCO₂排出量の合計量等の情報及び見える化の普及や県内事業者の脱炭素化に向けた課題について、可能な範囲で県に対して共有する。

県は、提供された情報や課題に基づき、県内事業者の脱炭素化に資する支援施策を検討する。

(3) CO₂排出量管理システムを活用した事業活動温暖化対策計画書制度における計画書提出事業者の事務負担軽減に関すること

協定締結者が提供するCO₂排出量管理システムに、神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づく事業活動温暖化対策計画書制度（以下「計画書制度」という。）

の提出様式に合わせたデータ抽出機能を追加することで、計画書制度における計画書提出事業者の事務負担軽減を図る。

なお、CO₂排出量管理システムに登録されたデータのうち、少なくとも次の項目を抽出し、計画書制度の報告書等に利用できるようにすることを目指す。

ア 県内の事業所に関するデータ

(ア) 事業所の所在地

(イ) エネルギー種類別のエネルギー使用量

(ウ) 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別等に係る情報（メニュー名、使用量、排出係数）

(エ) エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（原単位）

イ クレジット等に関するデータ

(ア) 無効化された認証排出削減量に関する情報（J-クレジット制度において認証された温室効果ガスの量等）

(イ) 非化石電源二酸化炭素削減相当量に関する情報

(4) その他、甲及び乙が協議し必要と認めること

4 連携対象者の要件

次の(1)及び(2)の要件を全て満たす者を対象とする。

(1) CO₂排出量管理システムを提供する者

次のアからカまでの要件を全て満たすCO₂排出量管理システムを現に、神奈川県内を含む日本国内で広く提供していること。

ア 「温室効果ガスプロトコル (GHG プロトコル)」又は「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」に基づき、エネルギー使用量等からCO₂等の温室効果ガス排出量を自動で算出できること。

イ 適切に温室効果ガス排出量を算出できるシステムであることに関する第三者の検証を受けていること。

ウ 事業所や部署、地域などの拠点ごとにCO₂排出量を管理する機能を有していること。

エ 算出したCO₂排出量の推移等をグラフ等により視覚的に表示できること。

オ クラウドサービスの提供等により、利用者の組織内及び利用者と連携希望者との間で、データ共有及び連携ができること。

カ 情報セキュリティのための仕組みや体制の確保に関する第三者の認定又は認証を受け、対策がなされていること。

(2) 欠格要件に該当しない者

次のアからシまでの要件を全て満たしていること。

ア 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

イ 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

ウ 次の申立てがなされていないこと。

(ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開

始の申立て

(ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て

エ 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

オ 安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。

カ 県税その他の租税を滞納していないこと。

キ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

ク 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

ケ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

コ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者の統制の下にないこと。

サ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者を役員に含まないこと。

シ 神奈川県暴力団排除条例第 9 条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が必要に応じて代表者及び役員の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会を行うことについて同意できること。

5 募集方法

連携希望者は、県に対して、次のとおり応募書類を提出すること。

なお、県は、連携希望者から提出された応募書類の内容を審査した上で、協定締結の可否を連携希望者あて書面で通知するものとし、連携対象者の要件に適合すると認められた者と順次、個別協定を締結する。

(1) 連携希望者の募集期間

令和 7 年 5 月 30 日（金）から当分の間

(2) 提出書類

ア 協定締結希望申出書（様式 1）

イ 役員等名簿（様式 2）

ウ 同意書（参考様式）

エ 現在事項証明書若しくは履歴事項証明書（発行日から起算して 3 か月以内のもの）の写し又はこれに代わるもの

オ 自社が提供する CO₂ 排出量管理システムの概要説明資料（4 (1) の要件を満たすことがわかる説明及び資料を付すこと。なお、4 (1) カは「情報セキュリティチェックリスト（参考様式）を参考に対応状況を説明すること。）

カ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の写し（直近 3 年分、半期決算の場合は直近 6 期分）

キ その他知事が必要と認める書類（県から指示があった場合に提出）

(3) 提出方法

提出書類は、電子メールにより、(4)の提出先・問合せ先あて提出すること。

※件名に【CO₂排出量見える化連携協定の応募について】と明記すること。

※電子メールを送信後必ず電話で受信の確認連絡をすること。

※送付ファイルの容量の問題でメール送付ができない場合は次の提出先まで連絡してください。

(4) 提出先・問合せ先

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室事業者脱炭素グループ

[電 話]045-210-4090 (直通)

[E-mail]cn_jigyou.448v@pref.kanagawa.lg.jp

附則

この要項は、令和7年5月30日から施行する。

附則

この要項は、令和7年2月25日から施行する。

県内事業者におけるCO₂排出量見える化促進に向けた連携協定（案）

神奈川県（以下「甲」という。）及び〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、県内事業者におけるCO₂排出量見える化の促進に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携してCO₂排出量管理システムの普及を図ることにより、県内事業者のCO₂排出量の「見える化」を促進し、以って、県内全体の脱炭素化に寄与することを目的とする。併せて、同システムを活用して、事業活動温暖化対策計画書制度における計画書提出事業者の事務負担軽減を図る。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) CO₂排出量管理システム 事業者の電力使用量等の活動量を入力・データ連携することで、CO₂その他の温室効果ガス排出量の算定・可視化・削減管理をするクラウドサービス等をいう。
- (3) 県内事業者 神奈川県内に事業所を有し、事業活動を行う個人、法人及び団体等をいう。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、関係法令等に反しない範囲で、次に掲げる事項において相互に連携するものとする。

- (1) 県内事業者へのCO₂排出量管理システムの導入促進に関すること
- (2) CO₂排出量管理システムを通じて収集した県内事業者の温室効果ガス排出量等の情報の活用に関すること
- (3) CO₂排出量管理システムを活用した事業活動温暖化対策計画書制度における計画書提出事業者の事務負担軽減に関すること
- (4) その他、甲及び乙が協議し必要と認めること

（甲における第三者との連携協定締結について）

第4条 乙は、甲が第三者との間に別に「県内事業者におけるCO₂排出量見える化促進に向けた連携協定」を締結する場合があることを承知の上、本協定における連携を進めるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（情報の開示）

第6条 乙は、第3条第1項第1号のCO₂排出量管理システムの導入促進の取組において、乙の提供するCO₂排出量管理システムの利用希望者に対して、情報セキュリティ対策を含

め、同システムに関する十分な説明や適切な情報の開示に努めるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和10年3月31日までとする。

2 前項の協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙のいずれもが書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第8条 本協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙の一方の申出に基づき、甲及び乙の協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。

(1) 相手方が反社会的勢力(暴力、威力、詐欺的手法等を駆使して経済的利益を追求する集団、個人等をいう。)と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

(2) 相手方が脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。

(3) 相手方により信用を失墜させられ、又は相手方による業務を妨害する行為があったとき。

3 前項の規定により、本協定を解除した者は、本協定が解除されたことにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(疑義等の処理)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が両者署名の上、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 ○○○○
○○会社

○○ ○ ○ ○ ○